

平成 30 年 12 月 1 日

## 県立都市公園等の売店等営業者募集要項

下記により営業者を募集しますので、営業を希望する方は応募書を提出いただくようお願いします。

公益財団法人富山県民福祉公園  
理事長 山本 修

### 記

#### 1. 募集概要

##### (1) 募集の目的

県民公園太閤山ランドをはじめ県立都市公園等（以下、「公園」という。）において園内又は園内施設を使用する売店等（以下、「売店等」という。）を設置又は仮設し営業することで来園者の便を図るため、営業者を募るもの。

##### (2) 営業者との契約

公益財団法人富山県民福祉公園（「財団」という。）は、本募集により決定した者と別途営業契約を締結する。

##### (3) 売店等の募集項目（詳細は、別紙 1・2 のとおり）

固定売店：県民公園太閤山ランド

移動販売車：富山県富岩運河環水公園全 3 台

##### (4) 募集のスケジュールの概要

- 平成 30 年 12 月 1 日（土）：公開、質問の受付開始（12 月 28 日まで）
- 平成 31 年 1 月 10 日（木）：応募書の受付開始
- 平成 31 年 1 月 31 日（木）：応募書の締め切り
- 平成 31 年 3 月上旬：営業者の決定（予定）

#### 2. 応募方法

次項に規定する「応募者の要件」を満たす者が、本要項第 8 項に規定する書類を財団に提出する。

#### 3. 応募者の要件

##### (1) 応募者の適格

次の①から④までのいずれにも該当しない法人又は個人であり、売店等を営業する者（以下、「営業者」という。）にあつては、次の①から④までいずれにも該当しない者を配置し対応させることができるものとする。

- ① 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更正若しくは再生手続中の者
- ② 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員

- ③ 富山県暴力団排除条例に関する規則第3条に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ④ 過去に都市公園内での営業において不誠実な行いのあった者

(2) 募集種別による応募者の要件

① 固定売店（以下、「売店」という。）の応募者

公園の施設概要を理解・案内でき、必要となる食堂運営等に係る食品安全衛生責任者、販売を担当する者及び販売品の園内運搬並びに店舗設営や調理を行う者（以下、「売店の販売員等」という。）等を常駐させられる者

② 移動販売車営業者登録の応募者

食品衛生法第52条が規定する営業許可（富山県食品衛生条例施行規則別表第4第2項(1)から(4)に掲げる自動車での営業の許可(\*1)）を持つ者で、かつ公園の施設概要を理解・案内でき、売店の販売員等を常駐させられる者

\*1は、飲食店営業（自動車）、喫茶店営業（自動車）、菓子製造業（自動車）、アイスクリーム類製造業（自動車）などの許可を言う。

4. 営業条件

(1) 営業契約の期間

別紙1のとおりとする。

(2) 各種許可の申請など

食品安全衛生法等関係法令を遵守し、営業するために必要な許可類は応募者の負担により処理するものとし、そのために必要な公園の改造については、事前に財団に図面を添付した書面により承諾得て応募者の負担により改造するものとする。

(3) 営業に係る手数料

- ① 売店については、応募者が提示する率または額とする。
- ② 移動販売車営業登録については、営業1台1日あたり3千円とする。

(4) 施設の整備と保全

- ① 営業にあたっては、公園及び売店等を清潔な状態に維持するものとする。
- ② 夜間や休園日その他で営業しないときは、商品や設備の保安のため売店等に施錠するなどし、管理するものとする。
- ③ 財団は、必要があると認めた場合は、売店内等を随時点検することができる。

(5) 営業日

別紙1のとおりとする。ただし、営業者は毎年度毎に事前に具体的な営業日を財団に書面で申請し承諾を得るものとする。

(6) 営業品目

別紙1のとおりとする。ただし、販売品目の詳細については、営業者が決定した後に、営業者は財団あて書面にて販売品目の詳細について承諾を得るものとする。なお、どの

売店等においても酒類は販売できないものとする。

(7) 来園者への応接方法

- ① 売店の販売員等は事前に財団に申請された名簿に記載された者とし、販売時には指定する書式の名札を掲げるものとする。
- ② 売店の販売員等は、来園者には公園管理職員と同様に県民本位のサービス精神を保持し、来園者に対して適切な礼儀と言葉遣いをもって対応し、来園者に不快感を抱かせないように対応するものとする。
- ③ 売店の販売員等には適切な制服を着用させるものとする。
- ④ 本要項 3-(1)-①から④に規定する者に調理又は販売、園内運搬などをさせないこと。

(8) 公園管理との協調

- ① 公園で開催されるイベントや工事等により営業が一時的に制限される場合がある。
- ② その他、営業活動の詳細は売店仕様書（別紙3）によるものとする。

5. 売り上げ手数料、売り上げ報告

- (1) 売店については、応募者が応募書に提示した定額の手数料について、毎年3月末までにその半額を前納し、9月末までに残りの半額を支払うものとする。
- (2) 移動販売車については、毎年3月末まで4月から9月までの営業予定分の手数料を前納し、9月末までに10月から3月までの営業予定分の手数料を支払うものとする。

6. 施設使用の制限

- (1) 使用敷地など  
売店の平面的規模は、別紙2-1及び2-2に示す図面及び計算式のとおりとする。
- (2) 営業しない日の店舗の扱い  
移動販売車を営業する場合は、営業用資材の搬入は、所定の営業日のみとする。
- (3) 最大電力使用量、光熱水提供関係  
別紙1のとおりとする。

7. 負担

(1) 売店建屋の保全費用（固定売店）

営業者が営業を行ううえで通常に発生する、シェルター等の公園の施設（営業者が設置する建材等を除く躯体としての施設）や調理器具などの修繕は営業者の負担とする。ただし、営業者が設置したものを除く公園としての建物部材等における老朽化による損耗等については、財団と営業者が協議して定める。

(2) 光熱水費

一部の売店については、財団が一次側を提供する光熱水費について付帯する積算計により営業者が負担するものものとし、その額の算定は、財団が供給事業者に支払う使用料単価を採用する。

(3) 売店等で発生する雑排水の処理（固定売店）

営業によって発生する雑排水は、来園者に対して安全な措置を講じた上で、指定する下水マンホールに排水するか又は、営業者自身が園外に搬出して適法に処理するものとし、園地又は園内の雨水側溝等に廃棄してはならない。

8. 募集と審査

(1) 応募書

応募者は、次の書類を提出するものとする。

- ① 法人にあつては役員名簿（住所・氏名・よみがな、生年月日記載）
- ② 売店など営業申請書（書式1）
- ③ 売店営業内容提示書（書式2）
- ④ 手数料・手数料料率提示書（書式3）
- ⑤ 売店の販売員等の名簿（書式4）
- ⑥ 名札の書式（書式5）
- ⑦ 移動販売車車両の仕様（書式6）

(2) 審査方法

- ① 売店については、財団が設定する手数料額又は手数料料率を超えた額又は率を提示した者の中から、営業内容等を勘案し決定する。
- ② 移動販売車については、車両の仕様他必要な許可の内容及び応募者の的確性等を勘案して決定する。

(3) 決定通知

応募者に財団HP等で通知する。

(4) 質問

平成30年12月1日から同28日までの間、下記宛先へ電子メールで送信する。ただし、自販機や売店の設置場所の確認については各公園管理事務所（太閤山ランド：0766-56-9000、環水公園：076-444-6041）で直接対応する。

- 総務企画課木村 [info@toyamap.or.jp](mailto:info@toyamap.or.jp)

回答は、財団のHPに掲載する。

注意：応募者は上記質問への回答の最終版（遅くとも1月9日までにはHPに掲載）の内容を確認のうえ応募のこと。

(5) 応募書の受付開始及び到着の締め切り

平成31年1月10日午前9時～平成31年1月31日午後5時15分まで  
ただし、1月15日、22日及び29日は休園日のため受け付けない。

(6) 決定の予定日

平成31年3月上旬

9. 重複応募

応募者は、複数の募集項目に重複して応募してもよい。

10. その他

(1) 公園の原形復旧

営業者として公園を改造した場合は、契約期間満了迄に応募者の負担において原形に復するものとする。ただし、翌年度も引き続き営業を許可された場合は、この限りではない。

(2) 違約時の契約解除

本要項が規定する事項に違反して営業した場合には、財団は契約期間内であっても営業契約を解除できる。この場合、財団が被る損害については営業者にこれの補償を求める場合がある。また、その場合、その後に財団が募集する売店等の営業者選定に当たっては、財団は、富山県建設工事等指名停止要領第3条の処理に準じて、同条別表第1及び別表第2の「措置要件」を勘案して、以降の応募に考慮されることがあるものとする。ただし、同別表の「期間」の設定については、財団は要領が示す期間によらずこれを決定することがあるものとする。

(3) 名札の書式

売店の販売員等が掲げる名札に記載の事項は、書式5の通りとする。ただし、営業者として既に別の形式の名札を掲げて他の場所で営業している場合でその名札を使用しようとするときは、事前に見本を提示して財団の承諾を得るものとする。

(4) イベント時の優先出店

売店営業者は、公園で開催されるイベントで、イベント主催者が募集する仮設売店とは別に主催者と調整可能な範囲で調整された場所や形態において園内で別途売店を仮設し営業できるものとする。

(5) 販売施設等の増設

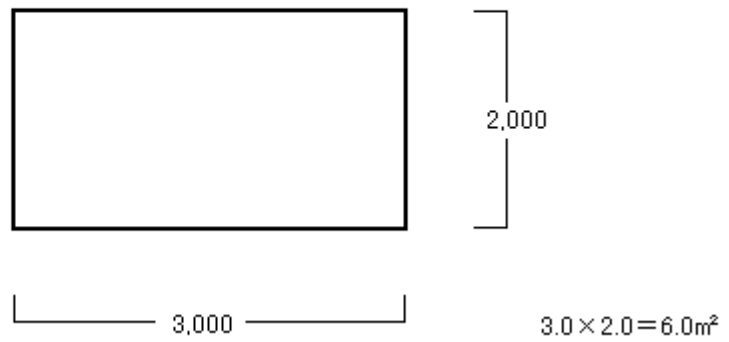
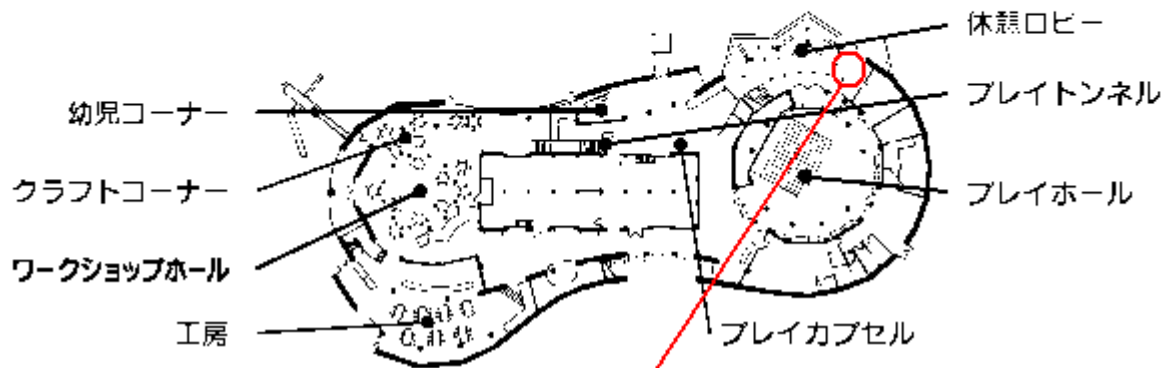
営業者は別紙2-1及び2-2に指定の場所や規模を超えて店舗や販売又は飲食場所などを増設しようとする場合は、事前に財団に協議し必要な手続きを取るものとする。

(6) 現場確認

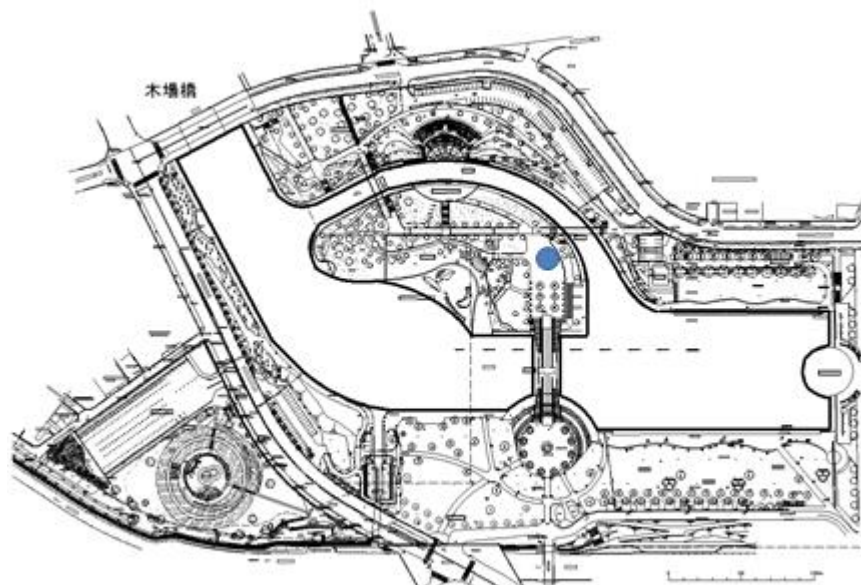
応募者は、必要があれば現場を確認したうえで応募すること。

募集項目の詳細											
募集種別	募集公園	売店名称又は設置場所等	営業日 営業日数	形態	箇所 数・台 数	募集者 数	営業契約、移動売店登 録、設置の期間	販売品目	最大使用 電力量	水道の使 用	光熱水費 の負担
固定売店	太閤山ランド	こどもみらい館売店	年間115日間以上	営業日において、館内の指定場所にてその場所を管理し営業するもの	1箇所	1	平成31年4月1日～同34年3月31日までの3年間	軽食、飲料等	電灯30A未満	提供しない	財団が公共団体へ支払うときの単価で、営業者が使用料分として負担
移動販売車	環水公園	天門橋北塔前庭付近ほか指定の場所	財団が主催する「環水公園の日イベント」時	車両型移動売店(店舗形態が車両または改造した車両によるもの、固定型の売店は除く) 詳細は移動販売車営業登録者仕様書による		3以内	平成31年4月1日～同32年3月31日までの1年間	飲料・軽食、雑貨等	500w/車3者に対して電灯30A未満	提供しない	財団が負担

### 太閤山ランドこどもみらい館売店位置



環水公園移動販売車配置計画図





## 固定売店仕様書

### 1. 売店等設置形態

営業者が、財団が管理する公園施設を使用し、必要な施設を整備し必要な資機材を持って売店等を設置又は仮設し営業するもの。又は移動販売車により営業するもの。

### 2. 売店等の営業日

- ① 売店等の営業者は、年間の営業予定日を毎年度営業の前に書面をもって財団に提出し、承認を受けなければならない。
- ② 営業を予定する日においてやむを得ない事情により営業を行わないこととする場合は、営業者は事前に財団にその旨を連絡し承認を受けなければならない。

### 3. 売店等の営業時間

- ① 午前 10 時頃から午後 5 時頃までの間とする。ただし、イベントや大会等の開催日ではこの限りではない。
- ② 公園の繁忙の日などで公園の供用時間が延長になる場合は、適宜販売時間を延長するものとする。
- ③ その他、園内で開催されるイベントや工事等、財団が行う管理の都合で営業時間を変更することがあるものとする。
- ④ 台風など著しい荒天により営業を取りやめようとする場合は、営業者は財団に事前に承諾を得るものとする。

### 4. 売店の販売員等の身なり等と名札

- ① 売店の販売員等は、来園者に優しく丁寧な応接ができるものとし、服装や風貌、応接態度が、一般的に粗野とみなされるような者に販売をさせてはならない。粗野かどうかの判断は財団が行うものとする。
- ② 営業者は、営業期間に販売に携わる全員について、写真付きの名札のコピーを最初の営業日までに財団に提出するものとする。

### 5. 諸申請

営業者は、次の事項の許可や加入を自らの負担において、所定の期日までに完了し、許可証等の写しを、事前に財団に提出するものとする。

- ① 食品衛生責任者ほか、当該営業に関わる法・条例に規定する全ての必要事項
- ② 販売する商品が元で発生する食中毒等の各種のトラブルによる第三者の損害を賠償するために、請求額が対人 1 名 70,000 千円以上、1 事故・期間中 300,000 千円、対物 1 事故・期間中 5,000 千円以上の損害賠償保険に加入し、その加入証書の写しを事前に財団に提出すること。

### 6. 施設設備使用条件

- ① 販売や調理に使用する厨房用品類は営業者が設置するものとする。
- ② 営業者は設置予定の厨房用品について事前にその一覧を財団に書面をもって提出しなければならない。

- ③ 財団が供給する電力を使用する機器については、一覧に定格電力を記載するものとする。また、供給側の容量を超えて使用しないよう注意しなければならない。

#### 7. 売店等の管理

- ① 営業者は財団が設置した設備を含む、諸設備について来園者が不用意に触れないよう管理するものとする。
- ② 売店の販売員等の駐車場所は各公園管理事務所長の指示に従うものとする。
- ③ 物品の搬入などで売店等近傍に車輛を進入させる場合は、営業者は進入の都度、公園管理センターにて所定の手続きを受けるものとする。
- ④ 園内を通行する車両は来園者の通行を妨げぬよう、周囲に来園者がいないときであっても徐行し、来園者に不安感を抱かせないようにすると共に、いかなる場合であってもクラクションを鳴らしてはならない。これらのことを、営業者は売店の販売員等に徹底させなければならない。
- ⑤ 物品の搬入などで売店等の近傍に車輛を駐車する時間は最小限とし、搬入作業後は速やかに車両を移動させなければならない。また、搬入車両を駐車させたまま運転手に販売行為並びにそれに類する作業をさせてはならない。
- ⑥ 営業により発生するゴミ類は営業者において園外で適切に処分するものとし、ゴミが園内に散乱しないよう管理し営業後は清掃するものとする。

移動販売車営業登録者仕様書（環水公園）

移動販売車営業登録とは、契約期間内に、財団が指定する日に公園内に自動車を改造した形の移動販売車を乗り入れて主に飲食物を製造・販売、営業する者を、予め登録しておくこと。

1. 登録条件

本件募集要項第3項（応募者の要件）を満たすほか、次の各条件を全て満たすことができる者。

2. 営業形態

- ① 営業に必要な資機材全てを1台の車両に収納でき、営業場所までの移動及び営業は、その車両1両のみで対応可能であるものとする
- ② 営業に使用する車両は、環水公園の都会的な景観にマッチするデザインで、富山県食品衛生条例施行規則別表第6第2項(2)アからエに掲げる設備を有するものとし、テントや建屋等を展開する形態は認めない。
- ③ 営業する日は、環水公園の日イベント（概ね毎月第3日曜日）及び財団が主催する環水公園内でのイベントの日とする。
- ④ 財団が指定する場所で営業するものとし、指定場所以外での営業はできない。指定場所は、天門橋北塔前広場とするが、営業の都度、指定を変更することもあるものとする。

3. 売店の販売員等の身なり等と名札

- ① 売店の販売員等は、来園者に優しく丁寧な応接ができるものとし、服装や風貌、応接態度が、一般的に粗野とみなされるような者に販売をさせてはならない。粗野かどうかの判断は財団が行うものとする。
- ② 営業者は、営業期間に販売に携わる全員について、写真付きの名札のコピーを最初の営業日までに財団に提出するものとする。

4. 営業者等の条件

本要項3-(2)-③の許可を受けた者であり、かつ平成30年4月1日から30年12月31日までの間に、環水公園又は太閤山ランドあるいは富山市グランドプラザにおいて、合わせて5日間以上の適正な営業実績のある者。なお、適正な営業実績については、財団は、施設管理者及びその施設におけるイベント主催者に対応状況の問い合わせを行うことがある。

5. 諸申請

営業者は、次の事項の許可や加入を自らの負担において、営業を始める日までに完了するものとする。

- ① 食品衛生責任者ほか、当該営業に関わる法・条例に規定する全ての必要事項。
- ② 販売する商品が元で発生する食中毒等の各種のトラブルによる第三者の損害を賠償するために、請求額が対人1名70,000千円以上、1事故・期間中300,000千円、対物1事故・期間中5,000千円以上の損害賠償保険に加入し、その加入証書の写しを事前に財団に提出すること。

## 6. 営業方法

営業者は、申請し許可された車両のみを公園内に乗り入れて営業できるものとする。

## 7. 営業時間

営業時間は、午前9時から午後3時までを基本とし、イベントの内容や天候による時間短縮及び延長は、財団が判断し、指示する。

## 8. 施設設備使用条件

- ① 財団では、移動販売車1台あたり500W（1日あたり最大6台を天門橋北塔1階のコンセント1箇所と野鳥観察舎のコンセント1箇所の2箇所から賄うことを前提としての計算）の電源を提供する。それを越える電力を使用する場合は、営業者がその負担において準備しなければならない。
- ② 用水については、財団はこれを提供しない。
- ③ 調理等で使用した雑排水は、営業者の負担において公園外に搬出して適正に処理するものとし、公園内の水飲み場や側溝その他舗装などに放置・放流してはならない。その放置・放流により財団が被る被害については、財団は営業者にその弁済を求めることがあるものとする。
- ④ 営業車両の公園内への進入において、車両が舗装他公園を破損・損傷させないように留意するものとし、破損・損傷させた場合は、直ちに財団にその旨を報告し、営業者の負担において原形に復するものとする。

## 9. 営業車両等の管理

- ① 営業者は営業中、使用する電力や発電機などに来園者が設備に不用意に触れないよう管理するものとする。
- ② 公園内を営業車両が移動するときは、安全を最優先に時速10Km以下で徐行し、来園者にクラクションなどを鳴らしてはならない。
- ③ 営業を手伝う者は、許可車両以外の車両を公園内に乗り入れてはならない。
- ④ 営業により発生するゴミ類は営業者において園外で適正に処分するものとし、ゴミが園内に散乱しないよう管理し営業後は清掃するものとする。

## 10. その他

- ① 公園利用の妨げとなる迷惑行為等は行なってはならない。仕様書等の条件を遵守できない場合は、財団の判断により途中でその日の営業を停止させ、又は、登録を取り消し、以後の契約期間内の全ての日の営業をさせないことがあるものとし、その場合、既に納入した手数料は返還しない。
- ② なお、上記により営業を中止させ、又は登録を取り消すことによって登録者が被る損害については、財団はこれを補償しない。
- ③ 財団の都合及び、相当の荒天などで営業が困難であると財団が営業開始前に判断した場合には財団は手数料を営業者に返還できるものとする。
- ④ 営業者は、相当の荒天などで予定の営業を中止できるものとするが、中止の判断は、事前に財団が行う。営業開始後に雨天等により中止する場合は手数料を返還しない。これによって生じる営業者などの損害は補償しない。

- ⑤ 出店物、商品の管理は出店者が責任をもって行うものとし、当日の事故、損害等について財団は一切責任を負わない。
- ⑥ 出店者は出店場所付近にゴミ箱を必ず設置することとし、出店場所及び周辺は各自美化に努めること。また、営業終了後は、必ず周辺を清掃し、ゴミ、売れ残った商品等は持ち帰ること。
- ⑦ 営業者の都合により当日出店出来なくなった場合は、事前に財団に連絡するものとする。その場合は、納入済みの出店料は返還しない。
- ⑧ 営業者と来園者等の間でトラブルがあった場合は、その大小に関わらず、直ちに財団に報告すると共に書面で記載して報告するものとする。

書式 1

平成 年 月 日

公益財団法人富山県民福祉公園  
理事長 山本 修 様

住所

会社名

印

代表者名

印

売店など営業申請書

私は、県立都市公園等の売店等営業募集に役員名簿（氏名・ふりがな、住所、生年月日、性別記載）及び別添の必要書類を添えて申請します。また、私は、本件募集要項第3項（応募者の要件）に規定する欠格者ではないことを誓約し、本件募集要項に違う営業をした場合には本件募集要項第10項（その他）に規定する契約の解除について、これを受け容れます。

売店営業内容提示書

1. 販売対応方針（具体的に詳細に記入してください）

(1) 応接の基本方針

(2) 営業日、年間営業日数

(3) 公園利用案内の基本方針

(4) 苦情処理の基本方針（マニュアル等がある場合は写しを添付してください）

(5) 常駐する販売責任者指名と保有資格

(6) 商品補充の基本方針

2. 販売品目と販売価格（別紙を添付してもよい）

申請者名

---

手数料・手数料料率提示書

募集項目		手数料率・額	
固定売店	太閤山ランド こどもみらい館売店	¥	円／年
手数料額は1円未満切り捨て、料率は小数以下1位まで記載のこと。			

申請者名 \_\_\_\_\_



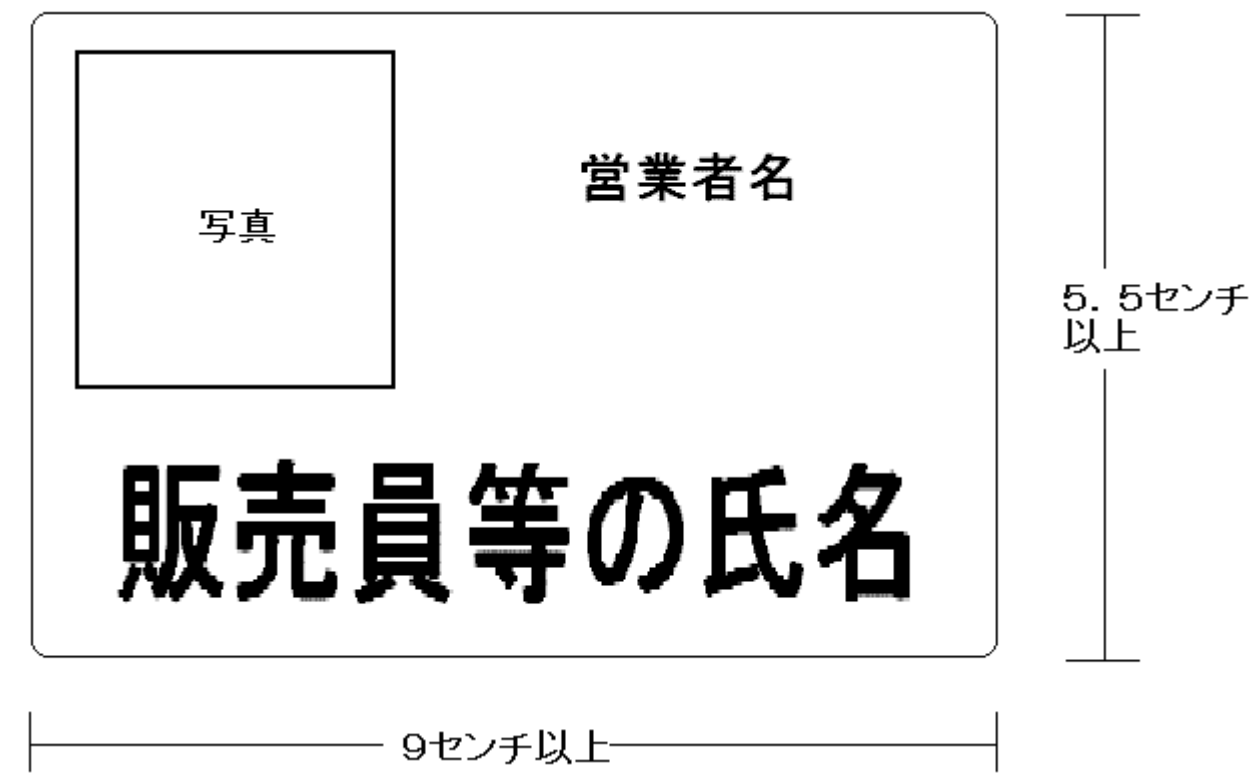
売店の販売員等の名簿

氏名にはふりがなを記入してください

(よみがな) 氏名	住所	生年月日 (性別)	電話番号
( )		S H 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯
( )		S H 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯
( )		S H 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯
( )		S H 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯
( )		S H 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯
( )		S H 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯
( )		S H 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯

申請者名 \_\_\_\_\_

名札の書式



申請者名 \_\_\_\_\_

上記を参照に、売店の販売員等 1 名分の名札のコピーを添付してください。

営業契約の後、最初の営業日までに、売店の販売員全員の名札のカラーコピーを財団に提出すること。

移動販売車営業実績のある車両（営業を予定している車両）のデザイン

1. 車両の基本事項

- 改造前の車両メーカー \_\_\_\_\_
- 改造前の車種 \_\_\_\_\_
- 初年度登録（車検証に記載のもの） \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 所有者（車検証に記載のもの） \_\_\_\_\_
- 使用者（車検証に記載のもの） \_\_\_\_\_
- 車長（車検証に記載の寸法） \_\_\_\_\_
- 車幅（車検証に記載の寸法） \_\_\_\_\_
- 車高（車検証に記載の寸法） \_\_\_\_\_

2. 搭載する設備概要

3. 写真

- 前面・後面、両側面の4写真を添付します。

申請者名 \_\_\_\_\_